平成２２年（フ）第５３３号
山梨県甲府市下向山町789―４　井上方、住民票上の住所山梨県甲府市七沢町151番地
債務者　草谷富士夫
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
長野県茅野市米沢3037番地
債務者　小平　清江
1　決定年月日時　平成22年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７４号
岐阜県高山市江名子町582番地６
債務者　大谷美也子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第３２７２号
名古屋市守山区白山１丁目1405番地　ハウスランド長尾Ｂ－２号
債務者　桐生信恵こと　桐生　信恵
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５３号
三重県桑名市大字和泉767番地１　レナージュ２Ａ号
債務者　光田　信裕
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
三重県四日市市西松本町14番３号
債務者　高橋　涼子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５５号
三重県四日市市山城町748番地１　プレイスメゾン八光Ａ―205号
債務者　伊藤　栄子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
三重県四日市市伊倉３丁目１番９号
債務者　大原こと　文　　和雄
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３５８号
三重県四日市市前田町12番８―169号
債務者　中條　富夫
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
三重県四日市市東日野２丁目６番４号　シャインハイツ105号室
債務者　藤井　隆文
1　決定年月日時　平成22年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第９０７号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目17番22―106号
債務者　滝田　繁之
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４０号
兵庫県西宮市古川町３番３―301号
債務者　東條　　裕
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４４号
兵庫県尼崎市富松町２丁目16番18号
債務者　佐藤トシ子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４９号
兵庫県西宮市神明町７番３―406号
債務者　大田　利子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５２号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番６―407号
債務者　佐々木　薫
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０５５号
兵庫県尼崎市大島３丁目30番５号
債務者　横田　由紀
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０６６号
兵庫県西宮市高座町13番43―202号
債務者　桝本　伸子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０７２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番６―209号
債務者　木口　理恵
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係